

令和 2 年 第 2 回 中 泊 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6月5日)

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	2
出席説明員	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定について	3
日程第 4 報告第 9 号ないし日程第 1 3 議案第 4 0 号	3
・ 報告第 9 号 令和元年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書について	
・ 議案第 3 2 号 中泊町税条例等の一部改正について	
・ 議案第 3 3 号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	
・ 議案第 3 4 号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について	
・ 議案第 3 5 号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について	
・ 議案第 3 6 号 中泊町介護保険条例の一部改正について	
・ 議案第 3 7 号 令和 2 年度中泊町一般会計補正予算第 5 号について	
・ 議案第 3 8 号 令和 2 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号について	
て	
・ 議案第 3 9 号 令和 2 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について	
て	
・ 議案第 4 0 号 令和 2 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 1 号について	
散会の宣告	6

第 2 号 (6月9日)

議事日程	7
------	---

出席議員	7
欠席議員	7
出席説明員	7
職務のため出席した事務局職員	8
開議の宣告	9
日程第1 一般質問	9
2番 今 博子議員	9
8番 川山光則議員	13
5番 塚本悦子議員	16
6番 荒関富雄議員	22
散会の宣告	25

第 3 号 (6月10日)

議事日程	27
出席議員	27
欠席議員	27
出席説明員	27
職務のため出席した事務局職員	28
開議の宣告	29
日程第1 議案第32号	29
・議案第32号 中泊町税条例等の一部改正について	
日程第2 議案第33号	31
・議案第33号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	
日程第3 議案第34号	32
・議案第34号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について	
日程第4 議案第35号	34
・議案第35号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について	
日程第5 議案第36号	35
・議案第36号 中泊町介護保険条例の一部改正について	
日程第6 議案第37号	36

・議案第 37 号 令和 2 年度中泊町一般会計補正予算第 5 号について	
日程第 7 議案第 38 号	4 2
・議案第 38 号 令和 2 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 1 号につい て	
日程第 8 議案第 39 号	4 4
・議案第 39 号 令和 2 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号につい て	
日程第 9 議案第 40 号	4 5
・議案第 40 号 令和 2 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 1 号について	
日程第 10 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について	4 6
閉会の宣告	4 6
署 名	4 7

第 2 回中泊町議会定例会

令和 2 年 6 月 5 日（金曜日）

○議事日程 第 1 号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 9 号 令和元年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書
について
- 5 議案第 3 2 号 中泊町税条例等の一部改正について
- 6 議案第 3 3 号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正に
ついて
- 7 議案第 3 4 号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について
- 8 議案第 3 5 号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 9 議案第 3 6 号 中泊町介護保険条例の一部改正について
- 1 0 議案第 3 7 号 令和 2 年度中泊町一般会計補正予算第 5 号につい
て
- 1 1 議案第 3 8 号 令和 2 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算
第 1 号について
- 1 2 議案第 3 9 号 令和 2 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算
第 1 号について
- 1 3 議案第 4 0 号 令和 2 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 1
号について

○出席議員（13名）

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 番 田 中 洋 君 | 2 番 今 博 子 君 |
| 3 番 成 田 直 人 君 | 4 番 秋 元 隆 君 |
| 5 番 塚 本 悦 子 君 | 6 番 荒 関 富 雄 君 |
| 7 番 秋 田 博 君 | 8 番 川 山 光 則 君 |
| 9 番 青 山 雅 晴 君 | 1 0 番 沖 崎 勲 君 |
| 1 1 番 野 上 憲 幸 君 | 1 2 番 野 上 祐 一 君 |
| 1 3 番 長 利 司 君 | |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	米 塚 鈴 子 君
代表監査委員	葛 西 昭 文 君
総務課長	成 田 勝 輝 君
財政課長	毛 内 康 裕 君
総合戦略課長	葛 西 成 芳 君
税務課長	太 田 光 平 君
町民課長	山 中 哲 哉 君
福祉課長	木 元 剛 君
環境整備課長	藤 本 雅 久 君
農政課長	古 川 幹 人 君
水産商工観光課長	越 野 進 一 君
小泊支所長	加 藤 孝 典 君
総務学務課長	藤 田 康 久 君
社会教育課長	柏 崎 裕 司 君
会計課長	下 山 貴 子 君
上下水道課長	阿 部 明 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	宮 越 裕 子 君
総務課 係	木 村 将 師 君
行政情報課 係	佐々木 一 哉 君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（長利 司君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、令和2年第2回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長利 司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、川山光則議員及び9番、青山雅晴議員を指名します。

◎会期の決定について

- 議長（長利 司君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から6月10日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から6月10日までの6日間に決定しました。

◎日程第4 報告第9号ないし日程第13 議案第40号

- 議長（長利 司君） 日程第4、報告第9号 令和元年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第13、議案第40号 令和2年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてまでを一括して上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） おはようございます。本日、令和2年第2回中泊町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私ご多用中の折にもかかわらずご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚く御礼申し上げます。

今定例会に提出をいたしました議案等は、条例改正や補正予算など合計10件であります。その概要を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

報告第9号は、令和元年度中泊町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。橋梁長寿命化事業について、繰越明許費の繰越しについて報告するものであります。

議案第32号は、中泊町税条例等の一部改正についてであります。地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第33号は、中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてであります。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第34号は、中泊町国民健康保険条例の一部改正についてであります。給与の支払いを受けている者が、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われ労務に服すことのできない被保険者に対して傷病手当を支給するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第35号は、中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。地方税法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第36号は、中泊町介護保険条例の一部改正についてであります。介護保険法施行令等の一部改正に伴い、第1号被保険者のうち所得段階が第1段階から第3段階までの被保険者の保険料を軽減するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第37号は、令和2年度中泊町一般会計補正予算第5号についてであります。補正額は歳入歳出とも1億2,666万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億4,385万8,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費として総合福祉健康センター建設による土地収用制度認定に係る委託料、教育費として小泊ふれあい

運動場解体撤去工事費、新型コロナウイルス感染症により休校で授業ができなかったことを踏まえ、オンライン授業の環境整備に係る委託料及び備品購入費を計上したほか、人事異動等に伴う職員人件費、新型コロナウイルス感染症により中止となったイベント等の経費についても、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入については、歳出の関連において、国庫支出金、県支出金、寄附金を計上したほか、財源調整に充てるため、財政調整基金繰入金を計上いたしております。

議案第38号は、令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億517万7,000円とするものであります。

補正する歳出は、保険給付費に新型コロナウイルスに感染または感染の疑いのある被保険者に対して支給する傷病手当金を新たに計上いたしております。

歳入については、歳出の関連において特別調整交付金を計上いたしております。

議案第39号は、令和2年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてであります。補正額は、歳入歳出とも49万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億4,819万4,000円とするものであります。

補正する歳出は、人事異動等に伴う職員人件費を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、一般会計繰入金を計上いたしております。

議案第40号は、令和2年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてであります。収益的支出の既決予定額を31万1,000円追加し、総額3億1,552万8,000円とするものであります。

補正する歳出は、人事異動に伴う職員人件費を計上いたしております。

以上で本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明といたしますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時08分

第2回中泊町議会定例会

令和 2年 6月 9日 (火曜日)

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員 (13名)

1番 田 中 洋 君	2番 今 博 子 君
3番 成 田 直 人 君	4番 秋 元 隆 君
5番 塚 本 悦 子 君	6番 荒 関 富 雄 君
7番 秋 田 博 君	8番 川 山 光 則 君
9番 青 山 雅 晴 君	10番 沖 崎 勲 君
11番 野 上 憲 幸 君	12番 野 上 祐 一 君
13番 長 利 司 君	

○欠席議員 (なし)

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	米 塚 鈴 子 君
代表監査委員	葛 西 昭 文 君
総務課長	成 田 勝 輝 君
財政課長	毛 内 康 裕 君
総合戦略課長	葛 西 成 芳 君
税務課長	太 田 光 平 君
町民課長	山 中 哲 哉 君
福祉課長	木 元 剛 君
環境整備課長	藤 本 雅 久 君
農政課長	古 川 幹 人 君

水産商工観光
課長

小泊支所長

総務学務課長

社会教育課長

会計課長

上下水道課長

越野進一君

加藤孝典君

藤田康久君

柏崎裕司君

下山貴子君

阿部明君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長

総務情報課
行政情報係

総務情報課
行政情報係

宮越裕子君

木村将師君

佐々木一哉君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

- 議長（長利 司君） 日程第1、一般質問を行います。
2番、今議員の質問を許可します。
今議員。

（2番 今 博子君登壇）

- 2番（今 博子君） 2番、今博子です。ただいま議長より許可をいただきましたので、発言させていただきます。

初めに、このたびの新型コロナウイルスに対しての10万円の給付金のスピード感には大変喜ばれています。これからも適切な感染防止対策などを徹底し、困難を共に乗り越えていかなければいけないものと考えています。よろしく申し上げます。

それでは、質問させていただきます。1つ目として、循環型社会実践のために中心的役割を担う資源有効利用促進法が施行され20年ほどたちますが、これは当時3R政策としてあらゆるところで耳にしました。1つに、廃棄物の発生抑制という無駄なごみの量をできるだけ少なくするリデュース、2つに、再利用である一度使ったものをごみにしないで何度も使うリユース、3つ目は、再資源化である使い終わったものをもう一度資源に戻して製品を作るリサイクルという3Rですが、これらについては各自治体ではもちろんのこと、小学校の授業では「地球が危ない」などという見出しで、次世代を担う子供たちへの啓発がとても重要であるとされ、環境の教育に盛んに取り組んでいると伺っています。これを踏まえ、今見本となるべき私たちがどのような行動を取るべきか考えるためにも、中泊町での資源の有効利用の促進のために取り組んでいることを今一度詳しく述べてもらいたい。

また、資源ごみを集めることによって一般ごみは削減できているものなのか。あと実際にストックヤードを利用するには、交通手段や体力的、また手間などを考えると、限られた人しか利用できないのでは

と思われるが、これについてはどのように考えているものかお伺いします。

2つ目として、中央公民前のストックヤードに入ると、目の前には大型テレビ等の家電や瓶など、持ち込み禁止とされているものが多数見受けられます。また、生ごみのような悪臭や汚さのため、あと建物の古さもあるのでしょうか、何とも怖い感じがして入りづらいという声が聞かれます。確かにきれいに整理整頓が行き渡っている状態のストックヤードもありました。この地域との差はどこにあるのでしょうか。ストックヤードに置かれた資源ごみは、いつ、誰が回収に来て、その後の掃除は誰が行っているものなのか。町民一人一人の意識の改善のためにも、ストックヤードをきれいに利用していくため、今後どのような対策を進めていく考えなのかお伺いします。

3つ目として、資源ごみを集めるということは、金銭的収入等が発生しているものと思っています。ある町内会では、古新聞や段ボールなどを回収して町内会の運営資金に利用していると聞いていますが、今、町のストックヤードにおける収支など、内訳はどのようになっているものかお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（長利 司君） 今議員の質問に対する答弁を求めます。

藤本環境整備課長。

（環境整備課長 藤本雅久君登壇）

○環境整備課長（藤本雅久君） 今議員のご質問の一般廃棄物の町の取組状況等についてお答えいたします。

1の資源の有効利用促進のための町の取組状況と一般ごみの削減につながっているのかについてですが、町では可燃ごみ、不燃ごみ、リサイクル資源ごみと大きく3つに分けて収集しております。そのうち、各地区に設置している資源ごみ集積場所へ、缶類、瓶類、ペットボトル類を自主搬入してもらい、回収しております。白色トレイ、発泡スチロール、その他のプラスチック類、新聞、雑誌、段ボール等については、中里地域8か所と小泊地域2か所にあるストックヤードに自主搬入してもらい、衣類と小型家電は公共施設やストックヤードなどに回収ボックスを設置して搬入をお願いしております。

また、自主搬入以外に中里地域7団体、小泊地域4団体の町内会や

子供会が集団回収育成推進事業として、新聞、チラシ、段ボール、瓶類の独自回収を行って、リサイクルで得た収入を団体や子供会の活動費の一部に利用されていると聞いております。これらの取組の推進により、中泊町の平成30年度のリサイクル率が10.9%になっており、一般ごみの削減につながっているものと考えております。

また、青森県全体のリサイクル率は平成30年度で14.5%となっており、今後のごみの分類とリサイクルの推進について広報活動を行い、少しでも県のリサイクル率に近づけるよう町民の皆様をお願いしていきたく思っております。

また、ストックヤードを利用している人の交通手段についてお答えします。ストックヤードに自主搬入している方のほとんどは、自家用車による搬入と認識しております。今後は、自主搬入が困難な方に対して、町内会や近隣住民が協力して回収、搬入をするなど、地域で解決する方法でご検討させていただきよう町内会に相談させていただきたいと考えております。町内会への相談の際には、集団回収育成推進事業の利活用についても併せてご案内して、再資源化の促進を図ってまいります。

2番のストックヤードに収集された資源ごみの回収は、誰が回収し、清掃は誰が行っているのか、ストックヤードをきれいに利用するための今後の対策についてですが、ストックヤードへ集積された新聞、雑誌、段ボール等、衣類は、町が業者に委託して回収しております。こちらは、町で作成している家庭用ごみ分けガイドに基づき資源ごみを回収しておりますが、汚れのひどいものなどは再資源化できないので、中泊町一般廃棄物最終処分場に委託業者が搬入しております。

ストックヤードの清掃については、当課の職員が定期的に見回り確認して清掃しております。しかし、清掃しても数日後にはまた再資源化できないごみが置かれているのが今の現状であります。ストックヤードに資源ごみ以外のものを搬入しないようお願いの貼り紙を貼っておりますが、貼り紙等が多過ぎて分かりづらいのが一つの要因と思われるので、今後は簡素で分かりやすい大きなイラスト付きの貼り紙などを町内会に相談しご意見をいただきながら考えていきたく思っております。

3の令和元年度の資源ごみの収支内訳についてお答えします。収入

は、リサイクル品売払いとして188万5,411円です。支出は、資源ごみ収集業務、資源ごみの分別業務、保管業務、梱包業務などとして2,072万9,116円となり、収支差額がマイナス1,884万3,705円でございます。

5月20日に、青森県と県内40市町村、事業所などで行う「もったいない・あおもり県民運動推進会議」において、県知事が「あおもりプラごみゼロ宣言」をしております。この宣言は、プラスチックが海洋ごみとなり景色や生物に悪影響を与えるとして、「一人一人が自分のこととして問題を捉え行動するときだ」と述べております。

宣言には、県民ができる身近なこととして、マイバッグ携帯の習慣化やごみの正しい分類などライフスタイルを見直す行動を示しておりますので、町としてもその宣言に基づき、マイバッグ携帯の習慣化、ごみの正しい分別などを進めるよう、広報等を利用して町民の皆様へ周知していく所存でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 再質問はありますか。

今議員。

○2番（今 博子君） ただいまの説明より、リサイクルをするにしても多額の資金がかかることは理解できました。しかし、それでも環境を守っていくためには必要不可欠なことから、3Rは推し進めていかざるを得ないということも納得できます。

そこで改めて聞きますが、今さらですが、リサイクル率とはどのような計算から出しているものなのでしょうか。簡単な言葉で説明をお願いします。

また、これらのリサイクルには工事現場でのごみも含まれているのでしょうか。

あと、中泊町のリサイクル率は10.9%であり、青森県のリサイクル率は14.5%ということからも、町のリサイクル率はかなり低いものと思われるが、この青森県のリサイクル率は全国的にはどのような位置にあるものかお伺いします。

よろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 今議員ご質問のリサイクル率はどのような計算から成っているのかについてお答えいたします。

資源ごみとして集められた缶類、瓶類、ペットボトル類、新聞、チラシ、段ボール、白色トレイ、発泡スチロール、その他のプラスチック類を分子として、一般廃棄物である燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみなど全て集められたごみを分母として比率を表しております。

次の、リサイクル率の計算には工事現場等のごみも含まれているのかについてお答えいたします。工事現場等で発生するごみは、リサイクル法で建設産業廃棄物と位置づけられており、一般廃棄物とは別に管理され再資源化が求められ、今回のリサイクル率には含まれておりません。

県のリサイクル率は、全国的にどのような位置にあるのかについてお答えします。全国平均のリサイクル率が19.9%となっております。全国1位の山口県で30.6%となっております。青森県は42位で14.5%となっております。

○議長（長利 司君） 再々質問ありませんか。

今議員。

○2番（今 博子君） 質問ではありませんが、町としてはできるだけごみの量を減らし、再利用、再資源化という3Rをアピールして、リサイクルに関しては誇れる中泊町にしていけるよう、官民一丸となって取り組んでいけたらと考えていますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして今議員の質問を終了します。

8番、川山議員の質問を許可します。

川山議員。

（8番 川山光則君登壇）

○8番（川山光則君） どうも皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきまして、一般質問を行いたいと思います。

質問は1点でございます。買物弱者について。数年前、小泊地区の農協のスーパーがやめてから、小泊地区や下前地区の住民から買物についての相談が多くなりました。その中で今年の春先に下前の女性からですが相談があり、旦那が車の免許を返納して、私も車が乗れないと、小泊のほうのホームセンターとかの買物に行くのに非常に不便になりましたと、バスに乗って朝は来るのですけれども、帰りはどうし

てもちょうどよくなりませんで、兄弟に電話したり子供に電話したりして、わざわざ迎えに来てもらって送ってもらっているというような状況だという話がありました。

その話を聞きながら、小泊の公営住宅のほうから通っているお年寄りが何人か歩いていましたので、その人たちとちょっと話を聞きましたら、やっぱり農協がなくなって買物に行くのに非常に遠いと、何とかならないものかというお話で、さきに戻りますけれども、下前の女性の方は、ほかでも出している中里まで行くバスではなくて、村中を巡回するちっちゃいバスでも出されないものかという相談がありました。

私もあまり回答できる話でもないし、大変だなとは思いますが、どうしてもいい案もなかなかないものですから、今回一般質問として出させていただきます。町長または課長に、何かよい案がありましたら伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 川山議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） おはようございます。ただいまの川山議員の買物弱者の交通の問題についてお答えをさせていただきたいと思います。

人口減少、高齢化に伴って、今お話しのお話だけではなくて、医療、それから様々な用足しに行くための足である交通といった生活に必要なサービスの確保が困難な地域というのが、小泊地域だけでなく全国的に多くなっているものと承知をさせていただきます。

このような地域で日常の買物が困難な買物弱者の数、経済産業省の平成27年度の調査によりますと、全国に700万人おられるというふうに推計されているようであります。平成27年の数字でありますので、5年たった今となればまた増加しているのではないかなと思っています。

お話の小泊地域においても、農協の店舗さんが閉めてから、今ニッコットさんとコンビニさん、この2店しかない、店舗が少ない状態でありまして、自家用車を持たないお年寄りの方など買物弱者がどの程度おられるのかという数値も、本来であれば把握しなければいけないのですが、今のところまだ詳細な数字は把握できておりませんが、まだ

まだ増えていくのではないかなという危機感を持ってございます。

この買物弱者への対策といたしまして、地域拠点連絡バス、今お話のあった小泊から中里に来ているバスはあるわけですが、そのバスの運行時刻を住民からの要望により変更して使いやすくしたり、県で実施した青森県型地域共生社会のモデル事業でスタートしたピュアさんの宅配、それから見守り号という形で、令和元年7月より小泊地域までエリアを拡大して移動販売を実施したり、買物弱者対策を講じてまいっております。

しかしながら、現状の地域内での交通ネットワークを見ますと、買物等への利便性に課題がまだまだ残っていると。交通網の再編、今、議員からお話があった域内を巡回するような交通、そういうものを考えたり、タクシー事業者などと連携しながら住民の足を守っていくということも検討してまいりたいなというふうに考えてございます。

全国の事例の中には、生活店舗がなくなり、生活に支障を来す地域、私は去年、高知県と愛媛県の間にある梶原町というところへ行ってきたのですが、そちらのほうでは地域住民がお金を出し合いながら、売店を自らが営業しているというような事例もあるようでございます。自分たちでできることは自分たちでやっていくという意識を持ちながら、住民が出資して会社を立ち上げているというふうに聞いてございます。そちらのほうでは、ガソリンスタンドも自分たちが経営しているというふうなことを見てまいりました。住民同士で支え合いながら地域の課題を解決しているという事例の一つだというふうに受け止めてございます。

今後も人口減少、少子高齢化、核家族化が進む中で、町としても買物弱者対策、重要な課題として公共交通、地域コミュニティー、福祉関連など各分野の施策や民間サービス事業など、広範囲で取り組めるようなことを検討し、行政ができること、民間ができること、そして地域住民で取り組めることを整理して、行政としての支援を考えてまいりたいと。

先日うちの母とごみの日に、やはり先ほど今議員のほうからお話があったようなごみの集積所に持っていくにも足がない、「どうせばいいんだべの」というふうなお話がありました。こういう場合には、例えば先ほども課長から答弁あったように町内会で対応するとか、み

んなで助け合いながら、まさに互助、共助の意識も持ちながら、対応できる部分是对应し、行政でなければ対応できない部分は行政がしっかりと考えていくということが必要なのかなと思っております。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

川山議員。

○8番（川山光則君） どうもありがとうございました。お年寄りが増えるのも早いので、何分スピーディーにやっていただきたいと思います。

これで終わります。どうぞよろしくお願いします。

○議長（長利 司君） これをもちまして川山議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 議席5番、塚本悦子でございます。通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず1として、新型コロナウイルスによる休校に伴う児童生徒の格差についてであります。学校は、新型コロナウイルスの感染拡大による政府の休校要請を受け、一斉に休校に入りました。学校現場では、学びの機会を守ろうといろいろと模索しております。

一方で、生徒たちは、友達にも会えず家に籠もるしかなく、規律が乱れるという新型コロナウイルスは、私たちの社会を一変させました。一家団らんで家族の話合いが多くなる一方で、逆に親子共々煩わしさを感じ、ストレス発症に向かう場合もあります。

また、親が共働きでなかなか勉強を見てもらえない子、また塾通いで猛勉強している子も全国にはいます。家庭環境による学習面の格差、自治体の学習支援の取組、このような子供たちの学習をどう担保するのが大きな課題となっております。

5月17日付東奥日報紙上によると、休校の影響について各教育委員会にアンケートを実施したところ、全体の9割近くが学習に遅れが生じていると回答しております。中泊町でも遅れを生じていると回答しております。学校は再開されたけど、学習面の遅れ、それに伴う学力格差の問題、休校の是非や効果などは町ではどのように状況を把握しているのかお聞かせ願います。

次に、2として、1に関連して9月入学についてであります。一斉休校の長期化を受けて、入学や進級の時期を9月に変更する案が浮上ってきています。政府は、6月上旬をめどに論点や課題を整理すると言っております。そもそも明治初期には欧米の教育システムを取り入れ9月入学制度でしたが、明治19年に始まり大正にかけて以来4月入学が続いていると言われております。

5月10日付読売新聞紙上の世論調査では、賛成が54%、反対は34%です。全国知事会でも賛否が分かれており、専門家らにも根強い慎重論もあります。

5月18日東奥日報紙上では、賛成はなし、反対11と、県内教育委員会のアンケートが掲載されています。それぞれ利点や課題も多くあるようです。学習の遅れを取り戻す時間を稼げる、学校運営がしやすくなる、逆に進学、卒業、就職が5か月遅くなる、企業や自治体の会計年度とのずれなどがあります。

自民党の作業チームは、5月27日の会合で今年度や来年度の9月入学を見送るべきとの提言の骨子案を示したのを受けて、6月2日の時点で政府は今年度、来年度のような直近の導入は困難との方向に傾きました。文科省も同様のようにあります。

いずれにしても、今は多くの児童生徒らが教育の機会を確保することが大事だと思うけれども、町のトップとしてどのようなお考えをお持ちかお聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 塚本議員2点お尋ねのうち、先般の一斉休校の効果だとか、そういう部分につきましては教育長のほうから後ほど答弁をさせていただきますが、今お話のあった9月入学についての私としての考え方についてお話をさせていただきたいなと思います。

今般の新型コロナウイルス感染症による休校措置、当町においても子供たちの学びの場、生活環境に大きな影響を与えたと考えておるのは議員ご指摘のとおりであります。

そのような中で、国会議員の間で入学や進学の時期を現行の4月か

ら9月に移行すると、いわゆる9月入学制度を提案する声が上がっており、先ほど議員のほうからもお話のあったとおり、るる議論がなされた結果として当面近々の導入については見送るというふうな総理判断がなされたというのは報道で承知をしております。

この9月入学制度でございますが、1つにはコロナウイルス感染防止のための休校措置の影響で進捗が遅れていると指摘される教育課程を補うための一つの方策として出されたものというふうに理解しているところであります。だとすれば、その教育の遅れ、休ませたことによる遅れを取り返すのであれば、休み期間中もう一回出すとか、やり方はほかに様々あるのではないかなというふうに考えてございます。

また、海外との関係での、明治時代はそうだったようですが、いわゆるグローバルスタンダードとの兼ね合いで、9月の留学とか、そういうもので考えるのであれば、我が国全体が先ほども議員からお話のあったとおり、企業への就職だとか採用活動、会計年度等が全て4月を基準とする考え方で行われているということを検討しますと、なかなか実現には困難があるのではないかなと。関係する全ての制度との調整を経た上でなければ難しいのではないかなと私自身は考えております。

そのようなことから、この制度改正につきましては、じっくりと時間をかけて慎重な国民的議論が必要な問題であろうというふうに考えておきまして、細部にわたり慎重で丁寧な議論を尽くした上で決められるべきものであるというふうに考えてございます。私とすればそういう考え方でございます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 米塚教育長。

（教育長 米塚鈴子君登壇）

○教育長（米塚鈴子君） おはようございます。塚本議員ご質問の休校の是非や効果等、町はどのように状況を把握しているのかについてお答えします。

ウイルスは、年齢であるとか性別であるとか職業などに関わりなく、誰にでも感染する可能性があるものと考えられます。感染しないためには、行動をしないでじっとしていることが重要であると考えられますが、現実的には難しいものがあると思われまます。仕事などでどうし

ても出かけなければならない人がいる一方で、不要不急の外出の自粛を要請しても、それぞれの価値観や判断基準などの違いから、外出する人もいるわけであります。そうした社会状況の中で、学校にウイルスを持ち込まない、持ち込ませないで児童生徒、教職員の健康、安全、何よりもかけがえのない命を守ることを第一に休校の措置を講じたわけでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、政府が全国の小中学校と特別支援学校に一斉臨時休校の要請を行ったことを受け、学校保健安全法第20条、「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」という規定に基づき、3月上旬、県内ではまだ感染者がいないという状況でございましたので、当町ではまず休校に伴い子供たちが安心して過ごせる居場所として、放課後児童クラブの受入れ体制を拡充いたしました。その上で3月4日から3月26日までと、その後全都道府県に緊急事態宣言が発出されたことを受け、4月23日から5月6日まで休校の措置を講じたわけでございます。

休校中は、それぞれの学年に応じて復習や予習を中心とした課題を出し、担任による電話での確認、家庭訪問の実施や分散登校を行い、課題の進行状況の確認、指導、運動取組カードを配付し、家庭で行える運動を紹介するなど、それぞれの学校や学年の実態、それから小学校1年生から中学3年生まで幅広い年代層が学んでおりますので、それぞれの発達段階に応じて学習並びに生活の支援等を行ったと確認いたしております。今回の休校に伴っての学力格差が懸念されるという報告は、現時点では受けてはおりません。

また、議員ご質問の中の学習の遅れに関してでございますが、若干見られるとのことでございますが、行事の見直しを図ったり、例えば運動会の全日で行う予定を半日に短縮したりしたことにより練習時間が短くなったことで、その練習時間を授業に充てるとかといった対応、また、週1こま授業時数を増やすなど、具体的な対応を行って遅れを取り戻して、今まさに遅れを取り戻している最中という状況でございます。ただ、夏季休業中の登校日等については、今後校長会で協議をいたして、また1学期の遅れの状況を見ながら登校日を決めていきたいと考えております。

また、学校再開に当たりまして、安全、安心かつ学習に集中して、学習進度等の遅れを取り戻す体制を整備するために、次の2つの対策並びに4つの措置を講じております。まず、感染拡大防止対策として、1つ目、マスクの配布でございます。4月2日、小中6校にマスク3,350枚を配布しております。

2つ目、スクールバスを増便しております。通学時における密閉、密集、密接のいわゆる3密を回避するため、4月8日から令和3年3月まで行います。

次に、児童生徒の保護者の経済的負担軽減を図り、子育て支援並びに教育の充実を図るための対策として、3つ目、給食の無償化を実施します。令和2年6月から令和3年3月まで行います。

4つ目、教育用タブレットを配備するための予算を補正予算として提出し、ご審議いただいております。子供たちが学校だけでなく、家庭等でも授業を受けられる学びの保障をしっかりと行っていくために、オンライン教育の充実に向けて、教育環境の整備を行ってまいります。

幸いにも我が町では、児童生徒、教職員の感染者が確認されていない状況であります。これもひとえに町民の皆様方がそれぞれのお立場で感染防止に取り組んでくださった成果と捉えております。現在国内の感染者数は、ピーク時と比較しますと減少してはおりますが、ウイルスは市中から完全になくなったわけではなく、第2波、第3波の感染拡大の懸念や、終息までには長い年月がかかるであろうとの見方をしている専門家もいるわけでございます。自分を守り、家族を守り、この町を守るためにも、今後も町民の皆様方とともに日常の新しい生活様式の中で感染防止に努め、中泊町の未来を担う子供たちの学びを保障していくことに鋭意取り組んでまいります。

○議長（長利 司君） 再質問はありませんか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） 再質問とは言わないけれども、ただいま町長さんから、そして教育長さんからのご意見を拝聴いたしまして、ありがとうございました。

まず、9月入学に対しては町長さんもおっしゃったように、これはなかなか難しい問題で、時間をかけなければいけないことなのではな

いかなと、そう思っております。

そして、これまで経験したことのない事態に誰もが困惑しているこの状況をどう乗り切るか、常に不安が付きまとっていると思います。そもそも3月に突然の一斉休校に驚いて、先ほど教育長さんもおっしゃいました。この時期にはまだ県内にはコロナの感染者が発生していないのに、現場の先生方は大変困惑したようであります。

私の五所川原教室には、近隣の町から先生方や小中学生の方がおいでになっております。私は3密ではないので、休んではおりませんでした。その中に近隣の先生方から大変な現場の話の話を聞かされて、胸が痛くなりました。いきなりの休校に全く準備ができていなく、その忙しさに倒れそうな先生、そしてせめて1日、2日準備時間があればと、そのときに我が町ではほかの自治体よりも2日遅れて休校にしました。近隣の先生方は、とてもよい選択してくれたねと、本当に羨ましがられていました。今は少しばかり先生方も落ち着いたようでございます。

また、先般5月17日、中里中学校の短縮運動会が開催されました。そのときの子供たちの団結力で、これまで私は何度も見てきましたが、今までにない子供たち主導のすばらしい運動会を見させていただきました。閉会式には、女子の生徒会長さんの最後の挨拶の中に、これまでコロナでできなかったかなと思っていたのに、大変盛り上がり、短縮運動会ができたこと、本当によかったと、特に3年生にとっては忘れられない最高の思い出になったと、これからはどんなことがあっても頑張りますと、あの力強い声を聞いて、私は思わず「災い転じて福をなす」を子供たちは自ら習得したのだと思い、思わず涙しました。この時点では、まだ県内で休校の学校もありました。また、運動会は中止とか延期とかがあり、これができたということは、我が町の教育委員会、そして学校側の大分悩み、この状況を捉えて、この見事な決断をしたのだと私は思いました。

どうぞこれからも前途多難の面も出てくるでしょうけれども、どうぞ子供たち、先生方のことを最優先して、自信を持って英知で思い切った行動に期待を申し上げて質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

続きまして、6番、荒関議員の質問を許可します。

荒関議員。

(6番 荒関富雄君登壇)

○6番(荒関富雄君) ただいま議長のお許しが出ましたので、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は1点です。町内会活動についてという形ではありますが、サブタイトルとして、地域コミュニティの復活について。少子高齢化の中で、どうも地域のコミュニティがどんどん衰退しているような感じがするのであります。それは、この地域の産業である農業が8割方を占めていた50年前とは全然比較になりませんし、職業の多様化かつ高齢化社会になりまして、価値観の相違、世代間によるいろんなものの考え方の相違、そういうのがあって地域のコミュニティがだんだん衰退していったのではないかと私なりに考えております。そういったときに、いったい町内会とは自治組織でありますから、当然活動費は自分たちで賄っているとは思いますが、

まず1点目は、町内でどれぐらい組織率があるのかというのを、先ほど来同僚議員のいろんな質問の中でも、これからは町内会を活用してとか、町内会を利用してとかというような答弁がございしますが、それをどのように、これから町内会活動を活発にさせていく方策などを町がお持ちならお聞かせ願いたいという質問であります。よろしくお願いたします。

○議長(長利 司君) 荒関議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

(町長 濱館豊光君登壇)

○町長(濱館豊光君) 荒関議員お尋ねの地域コミュニティの復活についてお答えをさせていただきたいと思っております。

町が元気になるためには、住民に最も身近な地域コミュニティの活性化というものが、基本的な部分として必要なのだろうなというふうに考えてございます。その地域コミュニティの活性化のためには、自分たちの町は自分たちでつくと先ほども申し上げたわけですが、そういう意識を持って住民自らが行動を起こすことが必要であろうと、このような住民主体の活動によって町が元気になっていくのが理想なのだろうなというふうに考えてございます。

しかしながら、議員のお話の中にもあったように、町の現状を見てもみますと少子高齢化が進み、産業の多様化というか、労働者の種類が複雑多様化しているというようなこともあって、また少子高齢化の進行、価値観、ライフスタイル、これらが多様化したことで、地域の人と人とのつながりというのがだんだん希薄になって、私が子供の頃あった町内の活動の母体というのが薄まっているような感覚を自分自身も持っております。これに伴って町内44地区の中で現在町内会、自治会の組織がなされているのは約6割だというふうに把握してございます。この中には組織としてはあるのですが、活動はしていないという自治会や、集会所の運営委員会、集会所を運営するためにつくっている団体というのもございまして、町内会本来の活動をしている団体となれば、またかなり少なくなるのではないかなというふうに思っております。

地域コミュニティの活力低下や地域を支える人材不足は、どこの地域でも深刻化しているようでありまして、議員ご指摘のこれまでの地域が有していた住民自治や相互扶助、これ言うのは簡単なのですが、実際にはなかなか難しくなっていて、福祉、防犯などの機能も低下していることがやっぱり一番心配なのだろうなというふうに思っております。

お尋ねの町内会の活動費につきましても、住民自らの会費によって賄っている部分ですとか、先ほど環境整備課長のほうからもお話あったのですが、一部資源ごみの回収等のお金を充てているような場合があるようでございます。

ここから今度町としてのこれからの考え方になるわけですが、町内会とか自治会が主体的に継続的に行う活動に対する経費の助成など、自助、共助を基調としながらも、その取組を行政が支援していくという形を何とか一生懸命考えながらつくっていきたいなと思っております。

私とすれば、地域にある老人、お年寄りのほうのクラブだとか、婦人のクラブだとか、子供会だとか、今ばらばらにあって活動して、それぞれには補助金というか助成金を差し上げているわけなのですが、これらを一体とした町内を単位とした組織を地域活動の拠点として、中心として位置づけていく体制をつくる必要があるのではないかな

と。

せんだっても役場の職員たちとお話ししているときに、私自身が青森で暮らしておったとき、浜館地区に町内会ありまして、450から500世帯くらいを抱える町内会なのです。役員だけでも、班が10班くらいありまして、その中に班長さんとか会長さん、副会長さん、皆さんおられて活動しているのですが、当然会費頂いて、それをベースにして活動しているのです。会費も年4,800円くらいの活動費で、ごみの集積所も線路端にずらっと10班分並べて、子供たちと一緒にごみ拾いやったり、側溝の泥上げやったり、泥上げの機械もまた用意したりしながら活動している。町内にある公園の管理も、市から委託を受けてやったり。資源ごみについては、老人クラブと子供会さんがそれぞれ担当しながら、その収益を活動費に充てるような仕組みになってやっているというのもあって、我が町もでき得ればそういう形にしていきたい。しかしながら、地域にはなかなか動ける若い人がいなくなっているという実情があります。

ただ、役場職員も一人一人地域の住民であります。その役場職員たちが主体となりながら、地域をまた動かしていくような形もありなのかなというふうに思っております。そういう形で地域コミュニティの活性化を図って、ひいては青森県が目指す地域共生社会の実現につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 再質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 本当に地域コミュニティ、だんだんやっぱり活動する人が少なくなっているのは皆さんもご承知のとおりだと思います。そういった中で、なぜ私がこれを今回取り上げたかというのは、前はいろんな意味で1年に1、2回は、納税組合が組織されていたときはそれが一つの役割を果たしていたのではないかと私は認識しているのです。そういったときに、町内の人たちと1年に1、2回は納税組合があったときは顔を合わせることができた。それが今でも確かに納税組合はあるのですけれども、活動費が法に照らして適正でないということであったので、減額された段階で徐々にそれならやめてしまうというような組織が出てきた。そういったのであれば、逆に法的に

かなう形で、町のほうで確かに町内会というのは自治組織ではありませんけれども、それであってもいろんなことで今本当にコミュニティーを取るのが大変な時代に入ったという同じ認識なのであれば、何とかそこら辺で町のほうでも活動内容によって面倒見られる部分があったら当然面倒見てもらいたいのだというのが私の趣旨でありまして、そういうのがどんどん地域からなくなってしまうと、本当に何をやるにしても行政との信頼関係的なものが構築されなくなりますと、これからいろんな行政面でも物事を進めていくときに私は大変になるのではないかなと、そこを危惧しているのです。

当然町長も地域におりまして、いろんな町民の方々の声は聞いたものと承知しております。そういった中で、何とかそこを形を変えても結構ですので、地域のそういう組織が活動できるような体制づくりをしていただければと、これは質問というよりもお願いでございます。何とかひとつよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（長利 司君） これをもちまして荒関議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時00分

第2回中泊町議会定例会

令和 2年 6月10日（水曜日）

○議事日程 第3号

- 1 議案第32号 中泊町税条例等の一部改正について
- 2 議案第33号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 3 議案第34号 中泊町国民健康保険条例の一部改正について
- 4 議案第35号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正について
- 5 議案第36号 中泊町介護保険条例の一部改正について
- 6 議案第37号 令和2年度中泊町一般会計補正予算第5号について
- 7 議案第38号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号について
- 8 議案第39号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号について
- 9 議案第40号 令和2年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号について
- 10 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○出席議員（13名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 田 中 洋 君 | 2番 今 博 子 君 |
| 3番 成 田 直 人 君 | 4番 秋 元 隆 君 |
| 5番 塚 本 悦 子 君 | 6番 荒 関 富 雄 君 |
| 7番 秋 田 博 君 | 8番 川 山 光 則 君 |
| 9番 青 山 雅 晴 君 | 10番 沖 崎 勲 君 |
| 11番 野 上 憲 幸 君 | 12番 野 上 祐 一 君 |
| 13番 長 利 司 君 | |

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町	長	濱	舘	豊	光	君
副	町	長	横	野	彰	吾
教	育	長	米	塚	鈴	子
代	表	監	葛	西	昭	文
查	委	員	成	田	勝	輝
総	務	課	毛	内	康	裕
長	財	政	葛	西	成	芳
長	綜	合	太	田	光	平
長	税	務	山	中	哲	哉
長	町	民	木	元		剛
長	福	祉	藤	本	雅	久
長	環	境	古	川	幹	人
長	農	政	越	野	進	一
長	水	産	加	藤	孝	典
長	商	工	藤	田	康	久
長	観	光	柏	崎	裕	司
長	課		下	山	貴	子
長	小	泊	阿	部		明
長	支	所				
長	総	務				
長	学	務				
長	社	会				
長	教	育				
長	課					
長	会	計				
長	課					
長	上	下				
長	水	道				

○職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	宮	越	裕	子	君
総	行	政	務	木	村	将	師	君
総	行	政	務	佐	々	木	一	哉
課	係							
課	係							

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。
- 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 本日は議案の審議を行います。

◎日程第1 議案第32号

- 議長（長利 司君） 日程第1、議案第32号 中泊町税条例等の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

- 税務課長（太田光平君） おはようございます。議案第32号 中泊町税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本改正条例は、地方税法の一部改正に伴い、町税条例の一部を改正するものであります。

改正内容について条例新旧対照表でご説明いたしますので、条例新旧対照表の1ページを御覧願います。上から9行目の第24条につきましては、個人の町民税の非課税措置について、「寡夫」を対象から除き、「ひとり親」を対象に追加したことに伴い、条文の整備をしたものであります。なお、この規定の改正は、令和3年1月1日施行でございます。

上から14行目の第34条の2につきましては、所得控除について、「ひとり親控除」を追加する等の所要の措置に伴い、条文の整備をしたものであります。なお、この規定の改正は令和3年1月1日施行でございます。

2ページを御覧願います。下から11行目の第94条第2項につきましては、たばこ税の課税標準について軽量の葉巻たばこの本数への換算方法について2段階で見直しを行うことに伴い、条文の整備をしたものであります。なお、この規定の改正は令和2年10月1日施行でございます。

次の第17条からは附則の改正でございます。4ページを御覧願います。下から13行目の第17条につきましては、低未利用土地等を

譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を新たに設けたものであります。なお、この規定は土地基本法等の一部を改正する法律附則第1号第1項に掲げる規定の日の属する年の翌年の1月1日施行でございます。

7ページを御覧願います。第2条による改正のうち、第31条第2項及び第3項の改正規定では、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととする連結納税の廃止に伴い、条文の整備をしたものであります。なお、この規定の改正は令和4年4月1日施行でございます。

12ページを御覧願います。旧第48条第9項につきましては、通算法人税法について課税標準を法人税額とする個別帰属法人税額の廃止に伴い、条文の削除をしたものであります。なお、この規定の改正は令和4年4月1日施行でございます。

15ページを御覧願います。第52条第4項から16ページの第6項につきましては、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととする連結納税の廃止に伴い、条文の削除をしたものであります。なお、この規定の改正は令和4年4月1日施行でございます。

次の第94条第2項につきましては、たばこ税の課税標準について、軽量な葉巻たばこの本数への換算方法について2段階で見直しを行うことに伴い、条文の整備をしたものであります。なお、この規定の改正は令和3年10月1日施行でございます。

17ページを御覧願います。第3条による改正では、上から14行目の附則第10条の2第11項につきましては、固定資産税の地域決定型特例措置の特例率について、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資機械装置について、法改正に合わせて「零」としたものであります。13項においては、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資家屋及び構築物について、同じく「零」としたものであります。なお、この規定の改正は公布の日から施行でございます。

18ページを御覧願います。上から8行目の附則第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の非課税について、令和2年9月30日から令和3年3月31日までと期限を延長したものであります。なお、この規定の改正は公布の日から施行でございます。

次の第25条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る

徴収猶予の特例に係る手続等につきまして、地方税法において条例に委任している事項の細目を定めたものであります。この規定の改正は公布の日から施行でございます。

19ページを御覧願います。第4条による改正では、上から11行目の附則第26条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例につきまして、地方税法において条例に委任している事項の細目を定めたものであります。なお、この規定の改正は令和3年1月1日施行でございます。

次の附則第27条につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等税額控除の特例につきまして、地方税法において条例に委任している事項の細目を定めたものであります。なお、この規定の改正は令和3年1月1日施行でございます。

以上、議案第32号 中泊町税条例等の一部を改正についてご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第33号

○議長（長利 司君） 日程第2、議案第33号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

成田総務課長。

○総務課長（成田勝輝君） おはようございます。議案第33号 中泊町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の題名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められたことに伴い、改正部分を引用しております本条例において所要の改正を行うものでございます。

条例の改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたします。恐れ入りますが、新旧対照表20ページを御覧願います。右側のほうが改正条文で、下線部分が改正する部分でございます。第6条第2項中、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を、改正後は「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、「第3条第1項の規定」を、改正後は「第6条第1項」に改めるものでございます。

以上、議案第33号 中泊町固定資産評価審査委員会条例を一部改正する条例についてのご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第34号

○議長（長利 司君） 日程第3、議案第34号 中泊町国民健康保険条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） おはようございます。議案第34号 中泊町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの12ページを御覧願います。今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して、一定期間に限り傷病手当金を支給するため、条例の一部改正する条例について提案するものであります。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表の20ページを御覧ください。新設する第6条の2においては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について定めるものであります。

21ページを御覧ください。次に、第6条の3及び第6条の4においては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整について定めております。

なお、本改正は公布の日から施行することといたしておりますが、その対象については傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から9月30日までの間に属する場合に適用することといたしております。

以上、議案第34号 中泊町国民健康保険条例の一部改正する条例についてご説明申し上げました。何とぞよろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第35号

○議長（長利 司君） 日程第4、議案第35号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長（太田光平君） 議案第35号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本改正条例は、地方税施行令の一部改正に伴う基礎課税限度額の引上げ及び低所得者に係る軽減判定所得の改正を行うため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、条例新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の22ページを御覧願います。中泊町国民健康保険税条例の第2条第2項において、医療分の基礎課税限度額を61万円から63万円に、同条第4項において介護分の基礎課税限度額を16万円から17万円に引き上げるものでございます。

続きまして、第5条におきましては、医療分均等額の減額であります。これは、新型コロナウイルス感染症により、令和2年度課税の1年分に限り被扶養者1人につき1万円減額するものであります。この改正につきましては、中泊町独自の改正であります。

23ページを御覧願います。上から15行目の第23条第2号につきましては、低所得者に係る軽減判定所得の改正でございますが、5割軽減の判定所得の算出では、被保険者1人につき加算される金額を28万円から28万5,000円に改正してございます。

24ページを御覧願います。上から8行目の第3号につきましては、2割軽減の判定所得の算出では、被保険者1人につき加算される金額を51万円から52万円に改正してございます。低所得者の国民健康保険税を軽減するため、均等割額及び平等割額の軽減判定所得を拡大して、軽減措置を拡充するものでございます。

提出議案一覧の16ページを御覧願います。最後に、附則の第1条

において、令和2年4月1日から適用すると規定してございます。

以上で議案第35号 中泊町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第36号

○議長（長利 司君） 日程第5、議案第36号 中泊町介護保険条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。
木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） おはようございます。議案第36号 中泊町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、介護保険法施行令等の一部改正に対応するものであり、令和2年度の介護保険料について、第1号被保険者のうち所得段階が第1段階から第3段階までの被保険者の保険料を軽減するため、一部改正するものでございます。

改正内容につきましては、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。条例等新旧対照表の26ページを御覧ください。中段よりちょっと下、第2条第2項の部分を御覧ください。この条項は、所得段階第1段階の被保険者保険料について規定しており、現行の2万9,025円から5,805円引き下げ、2万3,220円とする内容とな

っております。第3項では、所得段階第2段階の保険料について、4万8,375円から9,675円引き下げ3万8,700円に、第4項では第3段階の被保険者保険料を5万6,115円から1,935円引き下げ5万4,180円に改める内容となっております。

なお、この条例改正は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしております。

以上、議案第36号 中泊町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第37号

○議長（長利 司君） 日程第6、議案第37号 令和2年度中泊町一般会計補正予算第5号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

毛内財政課長。

○財政課長（毛内康裕君） おはようございます。議案第37号 令和2年度中泊町一般会計補正予算第5号についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,666万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1億4,385万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により

主なものについてご説明いたします。なお、各費目の２節給料、３節職員手当等、４節共済費及び１８節負担金補助及び交付金、また２７節特別会計繰出金にそれぞれ人件費の調整額を計上いたしておりますが、これらは４月の職員人事異動等に伴うものでありますので、歳出の款を追っての説明は省略させていただきます。

それでは最初に、歳出についてご説明いたします。９ページを御覧願います。３、歳出、第２款総務費、第１項総務管理費、１０ページを御覧願います。第６目企画費、１２節委託料に総合福祉健康センター建設に係る土地収用制度事業認定に伴う委託料４，０７２万８，０００円を計上し、１１ページを御覧願います。２１目緊急支援対策費、１８節負担金補助及び交付金に新型コロナウイルス感染症により利用客が激減した津軽鉄道へ緊急支援対策補助金として３９１万７，０００円を計上しております。

１５ページを御覧願います。第７款商工費、第１項商工費、第１目商工費、１６ページを御覧願います。１８節負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症で中止となったプレミアム商品券発行事業及びコロナウイルス対策で中小企業の融資に対する保証料を県が全額補助することとなったため、合計３９０万円を減額いたしております。

第２目観光費、７節報償費から１８節負担金補助及び交付金まで、新型コロナウイルス感染症により中止となったイベント等に要する経費、合計１２８万４，０００円を減額しております。

１７ページを御覧願います。第９款消防費、第１項消防費、第５目災害対策費、１２節委託料に国土強靱化地域計画作成経費４５７万６，０００円を計上しております。

第１０款教育費、第１項教育総務費、第２目事務局費、１８ページを御覧願います。１３節使用料及び賃借料で、武田・薄市小学校パソコン更新リース料２４０万４，０００円を減額し、第４目緊急対策費、１２節委託料及び１７節備品購入費にコロナウイルス対策として町内全小中学校にオンライン授業環境の整備に要する経費、合計６，４８１万２，０００円を計上しております。

第３目学校建設費、１４節工事請負費に、小泊小中学校建設に伴う小泊ふれあい運動場解体撤去工事費１，３６５万５，０００円を計上しております。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。7ページを御覧願います。2、歳入では、歳出の関連において第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金及び第6目教育費補助金に学校情報通信ネットワーク環境整備等に要する経費、合計6,481万2,000円を計上しております。

第15款県支出金、第2項県補助金、第1目総務費補助金に津軽鉄道軌道輸送緊急支援対策事業の財源として391万7,000円を計上しております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として1,383万1,000円を計上しております。

8ページを御覧願います。第21款町債、第1項町債、第1目総務債、2節総合福祉健康センター建設事業債に4,060万円、第5目消防債、第2節国土強靱化地域対策事業債に450万円を計上しております。

続きまして、地方債補正についてご説明いたします。5ページを御覧願います。第2表地方債補正、1、追加については、総合福祉健康センター建設事業及び国土強靱化地域計画策定事業の2事業について、利率年4%以内とし、限度額合計4,510万円と定め計上しております。

以上、令和2年度中泊町一般会計補正予算第5号についてご説明申し上げました。何とぞよろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 16ページの観光費について、今のコロナの関係で大分いろんな事業等が中止になった関係上、こういう減額の予算措置になったとは認識しておりますが、いろんなイベントをこの機会に1回ぐらい見直してみるのもいかがなものかと。これから大型事業も控えておりますし、いろんな意味でどんどんこう私も議員にならせてもらってから4期目に入ったのですけれども、何かイベントが増えていって、増やすのはどんどん増やしていっているのですけれども、必要でやっているのでしょうか。こうやってコロナという一つの機会に中止してみてどうだったのか。それを一つの検証の機会にしてみ

はいかがかと思うのですが、そういうところは考えていないものでしょうか。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 各種イベントについてのお尋ねでございますが、私も町長にならせていただいて丸3年が過ぎたわけでありましたが、イベントが増えているという感覚は私自身持ち合わせておりませんで、むしろイベントの本来の目的をしっかりと考えた上で見直していこうということでやってまいっております。イベントの中には、町外から人に集まってくれ、来ていただいて経済効果を地元で確保しようと、いわゆる外貨獲得のためにやる事業でありますとか、町民の皆様楽しんでいただくというか、町民みんなで楽しむためのイベントという種類があると思うのですが、そこら辺につきましては町長にならせていただいてからずっと考えておりまして、本来の目的をしっかりと明確にしながら、やるべきものはやる、見直すべきものは見直すという方針でやらせていただいております。

今回コロナで中止になったものというのは、見直しをかけたホテルイベント、これもまた時期的にできないだろうということで見直したものであります。ただ、全てをやめるのではなくて、イカもそうなのです、時期的にもうこの時期にやると決めていたものがコロナの関係でできないのでやめたのですが、今後7月に入りますとビーチサッカーですとか様々なまた行事を予定してございます。コロナウイルス関連対策、感染予防をしっかりとやった上でやれるものはやる、今年に関していえば。長期的に見れば、先ほど申し上げたように町外からお客さんに来てもらって観光の一環としてやるものと、そうでないものとしてしっかりと整理しながらイベントについては考えてまいりたいと。そういう意味では、荒関議員ご指摘のような考え方でもって、しっかりと見直しすべきものは見直す、そういうやり方でいきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 10番、沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 関連質問になります、2つほど。1つは、この本会議、議会をいつでも見られないものかなと町民から要望がありました。いい意味で今はコンピューターの世界ですので、録画しておいて、私

も電話はガラケーで、あまり強くないわけですがけれども、総務課の田中さんにいつも勉強しに行くわけですがけれども、今日、本人がいれば本人に答弁してもらいたいわけですがけれども、議会の録画していつでも見られると、そういう要望がありました。ひとつお答え願いたい。ただ、財政的に何ぼも何百万もかかるのだと、それは必要ないとは言わないけれども、その点を一つ含めて誰か、田中さん以上に答弁する人があればお願いしたい。

もう一つは、農業関係です。今年も田植えがそろそろ終わり、そしてまた大豆が最中忙しい現状であります。天気も今のところはいいし、出来秋を計算して、今年もいい秋になるなど思っているわけですがけれども、ただ外食産業が落ち込んでいると。米の値段1万円しか、下がるでねぎゃと、こういう話が聞こえておりました。それプラス、今年まねば来年も農業は米はまねべと、私もそう思います。その点来年は、町としては豆植えろとか、麦やれとか、いろいろあると思います。その点考えがあったら、ひとつ答弁願いたいと思います。2つ。本案にはもちろん賛成です。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 議会の様子をいつでも見られるようにというお話であります。県議会の場合は、県の議会のホームページにアーカイブとして過去の記録を全て映像で見られるようになってございます。我が町の議会については、今インターネット配信をしているわけですが、録画というのは今やっていない現状であります。この部分につきましては、沖崎議員ご指摘のようにいつでも見られる体制というのは、これはやっぱり必要だと思いますので、そこについてはしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。経費の部分もありますので、比較的安価なやり方で、今はユーチューブというやり方もございますので、できるだけ金のかからない、経費のかからないような方法で町民の皆様にもいつでも見ていただけるような工夫をさせていただきたいと思っております。

農業については……

○議長（長利 司君） 古川農政課長。

○農政課長（古川幹人君） 沖崎議員の農業関係についてお答えします。

まず、令和元年産の米自体がだんだん販売価格が低下しているとい

うことで、その推移を考えていくと、令和2年産の米価も下落する傾向にあるのではないかとということで、農水省のほうからは情報を得ております。町のほうとしてでも、主食用米から転作用の備蓄米、あるいは飼料用米等に転換を進めていくということで考えてございます。あるいは大豆、小麦等を作付している農家については面積の拡大、あるいは高収益野菜への転換ということで考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長利 司君） 沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 農業に関してはまだ先のことですので、頑張ってください。

議会の関係ですけれども、町長が今しゃべったばあてあの、ほかの町外の人も見れるじことだだべ。ユーチューブでやれば、県外でもどこの人でも見るにいい、私たちもまた見るにいいと、どこにでも届くわけだよな。いい、分かった。確認。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

川山議員。

○8番（川山光則君） ただいま福祉センターのことで、ちょっと提言というか……マスクは、声が低いので、聞こえにくいと思ひまして外しました。福祉センター建設は、この前その後の説明もいただきまして、別に反対するわけではないのですけれども、小泊の小中学校とか、役場建てる時も広く町民の意見を聞いたわけですよ。私なんか課長を信用していないというわけではないのだけれども、どうも計画を見ていて、もう少し町民の何ぼか物覚えと言えればいいか、そういう人たちを集めて意見をちょっと聞くのもいいのではないかと。別にそう早急にすぐ建てるというわけでもないのでしょうし、もちろん進めるとは思っていましたけれども、ちょっとだけここ2、3回ぐらい意見を聞いて、その中でもう少し反映していけばと。わあの、この前の説明会にちらっと物産品の販売とかいろいろしゃべったわけですから、そういうのも広く町内の話を聞きながら、計画はあるのかも分からないけれども、委員会みたいなものを立ち上げて聞きながらやっていただけないかなと思ひまして要望してみました。いかがでしょうか。

○議長（長利 司君） 葛西総合戦略課長。

○総合戦略課長（葛西成芳君） ただいまの川山議員の質問にお答えします。

今のいろいろな町民の意見と、そういうことでありましたけれども、一応考えているのは庁内に検討委員会をまず設定したいと思います。それに伴って、今後予算が可決になれば、これから基本構想というものを立てていきます。その中である程度形が見えてきたら、住民の説明会等も予定しております。そこでいろいろな意見も反映させて、よりいい施設になるよう今後進めていきたいと思います。その基本構想の段階でも議員の説明会等も行いまして、議員の皆様からも意見のほうを取り寄せたいと思っておりますので、今後進めていく段階にありまして、何とかご協力のほうよろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 川山議員。

○8番（川山光則君） 分かりました。私心配するのは、前に小泊の中学校のときの経緯がありまして、いろいろもめて中止になった経緯もありますので、住民の反対パワーもかなり強くて、町長が替わってから小学校のあそこに建てるようになったのですけれども、なかなか一旦話しすると、なかなかパワーがあって怖いものですから、なるべく早い段階で説明しながら進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第38号

○議長（長利 司君） 日程第7、議案第38号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中町民課長。

○町民課長（山中哲哉君） 議案第38号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億517万7,000円とするものであります。

補正する歳入歳出予算について、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明いたします。7ページを御覧願います。

3、歳出、第2款保険給付費、第6項傷病手当諸費、第1目傷病手当金において160万円を追加計上しております。新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けている者に対して、一定期間に限り傷病手当金を支給するためのものであります。

次に、歳入であります。恐れ入りますが、6ページにお戻り願います。2、歳入、第4款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金に、歳出の関連で特別調整交付金分160万円を追加計上しております。

以上で議案第38号 令和2年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第39号

○議長（長利 司君） 日程第8、議案第39号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元福祉課長。

○福祉課長（木元 剛君） 議案第39号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,819万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。4ページを御覧ください。3、歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、3節職員手当等に人事異動に伴う人件費の調整分49万円を計上いたしております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第2目その他会計繰入金に49万円を計上いたしております。

以上、議案第39号 令和2年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第40号

○議長(長利 司君) 日程第9、議案第40号 令和2年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(阿部 明君) 議案第40号 令和2年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

収益的支出の既決予算額を31万1,000円追加し、総額3億1,552万8,000円とするものです。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書で説明いたします。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第4目総係費、2節に人事異動に伴う職員人件費として合計31万1,000円計上しております。

以上、令和2年度中泊町水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。よろしく願います。

○議長(長利 司君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 次期議会の会期日程及び議会運営に関する
事項について

○議長（長利 司君） 日程第10、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（長利 司君） 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和2年第2回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時52分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議長 長 利 司

署名議員 川 小 光 則

署名議員 青 山 雅 晴